

情報提供日	平成27年(2015年)12月8日
問い合わせ先	政策部中核市準備室(上田) 918-5259(ダイヤルイン) 内線 2592

報道機関 各位

平成30年4月の中核市移行に向けて

～更なる市民サービスの向上へ～

本市においては、本年4月に施行された、中核市の指定要件を緩和し特例市制度を廃止する地方自治法の改正を受けて、7月に政策部に中核市準備室を設置し、先に移行した中核市へのヒアリングや視察、県との協議等を重ねてきましたが、このたび、これらの内容等を総合的に勘案し、平成30年4月の中核市移行を目指すこととしました。

そこで、中核市移行を目指すに至った背景についてお知らせするとともに、本市の中核市移行に向けた基本的な考え方をお知らせします。

1. 背景

地方自治の現状

- 市民ニーズの複雑化・多様化
 - ・グローバル化による価値観の多様化、核家族化
 - ・社会経済状況を背景とした高齢化、少子化

国、地方共に厳しい財政状況

基礎自治体の果たすべき役割の増大

全国一律の行政サービスの提供が困難

地方分権改革

- 地方自治法の改正による都市制度の見直し
- 地方分権に関する一括法※等による国から地方公共団体へ、都道府県から市町村への事務・権限の移譲、義務付け・枠付けの見直し

※「地域の自主性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」

段階的な事務・権限の移譲、規制緩和等による基礎自治体の裁量権が拡大

これからの 地方自治

限られた行財政資源の最適な配分、より一層の事務の効率化が必須

根本的な課題解決には至っていない

地方自治体の二極化

明石市も今後のまちづくりの方向を決断する岐路に立たされています。

指定都市
中核市

- ・必要な事務や権限の受け皿
- ・地域で自立した自治体運営

その他
市町村

- ・地域の中心的な都市との連携
- ・都道府県による補完

2. 中核市移行に向けた基本的な考え方

明石のまちが今後も持続的に成長し活力を高めていくためには、第5次長期総合計画で目標とする人口29万人の維持、そして更なる増加に向けて、ひとをひきつける魅力あるまちづくりに取り組む必要があります。

同時に、地方分権改革に伴う裁量の拡大や社会経済情勢を受けた市民ニーズの複雑化・多様化に的確に対応するためには、市自らの判断と責任で行政運営を行っていくことも、50年後・100年後の明石のまちづくりに欠かせない視点と言えます。

そこで、明石市としては、以下の2つの目的をもって、中核市への移行に取り組んでまいります。

「選ばれるまち」に向けた 明石市の施策展開

「住みたい、住み続けたい」と思われる「選ばれるまち」の実現に向け、4つのキーワードに基づく施策展開を図っています。

中核市へ移譲される事務

高齢者福祉や障害者福祉、保健衛生、教育など多岐にわたる分野において、市民に密着した事務や権限の移譲を受けます。

目的①

中核市へ移譲される事務・権限を最大限活用した、一層の市民サービスの向上

明石市における 権限移譲の取り組み

平成14年に特例市へ移行し、環境や都市計画などの分野における事務・権限の移譲を受けるとともに、県の事務処理特例条例や過去の一括法に基づく権限移譲を積極的に受け入れてきました。

これからの地方自治

地方自治を取り巻く環境を踏まえ、今後も更なる権限移譲・規制緩和等が見込まれますが、その受け皿の中心となるのは地域の中核的な都市である指定都市と中核市となります。

指定都市・中核市を中心とした都市自治体とその他の市町村への二極化が進むことが予想されるなか、東を神戸市、西を姫路市に挟まれた明石市が、将来にわたって自立したまちづくりを進めるためには、中核市へのステップアップが必要

目的②

30万都市に相応しい権限と責任を持ち、将来にわたって地域で自立したまちづくりを進める

3. 具体的な市民サービスの向上について

先に中核市へ移行した市によると、行政サービスの効率化やきめ細かなサービスの提供など様々な分野におけるメリットが示されています。

本市としましても、「中核市へ移譲される事務・権限を最大限活用した、一層の市民サービスの向上を図る」ことを目的に、以下の3つの柱による個々の移譲事務を活用した市民サービスの向上に向け取り組んでいきます。

「市民に寄り添った」行政サービスの提供

【例】「身体障害者手帳の交付に関する事務」

市の窓口を経由して県で処理していた身体障害者手帳の交付事務を市で一括して手続きを行うこととなりますので、一人ひとりの障害をお持ちの方の状況を踏まえ、手帳交付後の具体的な福祉サービスの提供までを視野に入れた、「当事者目線」による即日対応を目指します。

(類似事務) 母子父子寡婦福祉金の貸付事務

【例】「民生委員児童委員の定数の決定、研修等に関する事務」

それぞれの地域特性に応じた民生委員・児童委員の定数を定めることができるほか、明石市の地域福祉の現状により即した研修を実施することで、民生委員・児童委員の皆さんに安心して活動していくとともに、それぞれの地域課題等を踏まえた市民の皆さんに寄り添った対応が可能となる環境を整えます。

「市の責任」に基づく行政サービスの提供

【例】「小中学校県費負担教職員の研修に関する事務」

小中学校県費負担教職員の初任者研修を始めとする研修事務を市の責任において実施することにより、明石市における具体的な教育課題等を踏まえた研修や関連部局と連携した市こども関連施策を踏まえた研修など、一層の教職員の資質向上に向けた研修体系を構築します。

【例】「大気汚染防止法に基づくばい煙発生施設の届出・立入検査等に関する事務」「廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく一般・産業廃棄物処理施設の設置許可、立入検査等に関する事務」等

大気汚染や土壤汚染、水質汚濁といった公害や一般廃棄物と産業廃棄物行政など、地域における環境行政を市の責任において総合的に実施していきます。

「市民の安心・安全を守る」行政サービスの提供

【例】「保健所の運営主体になることによる適切な感染症対策」

新型インフルエンザなどの感染症対策について、平時においては明石市の実情に即した危機管理体制の構築を図り、緊急時においては市内の様々な情報を収集し得る基礎自治体として、迅速かつ適切な対応を市自らの判断で実施し、感染拡大防止や被害軽減につなげます。

【例】「老人福祉施設等の設置認可・監督等に関する事務」

地域の高齢者福祉サービスの実態を把握している市の責任において指導監査等を実施することにより、これまで以上にきめ細かく適切な改善指導等を行い、利用者の安心・安全を守り高齢者福祉の向上を図ります。

(類似事務) 障害福祉サービス事業者の指定等に関する事務

【例】「飲食店や薬局、理美容所など営業許可や立入検査等に関する事務」等

市内の飲食店や薬局、理容所などの開設にかかる許認可や立入検査など、市内の実情を把握している基礎自治体としてきめ細かな対応を行う事により、食や健康の安心・安全を確保します。

(類似事務) 毒物・劇物販売業の登録や立入検査等に関する事務

4. 中核市移行までの主な手続きとスケジュールについて

平成30年4月の中核市移行に関する主な手続き及び時期は、概ね以下のとおりとなります。

時 期	主な手続き
平成29年 1月	総務省へ中核市移行にかかる資料の提出 厚生労働省へ保健所政令市にかかる資料の提出 総務省・厚生労働省による事前ヒアリングの実施
3月	市議会において、中核市指定にかかる申出議案の審議・議決
4月	兵庫県知事へ同意申し入れ
6月	県議会において、中核市指定にかかる申出の同意の審議・議決 県知事における中核市指定にかかる申出の同意
8月	総務大臣へ中核市指定申出
10~11月	中核市指定の政令公布
平成30年 4月	中核市移行

(参考) 他の施行時特例市の中核市移行に関する状況について

全国の施行時特例市39市のうち、平成27年10月時点において中核市移行を表明している市は14市あり、目標とする移行時期は、平成28年4月が2市（中核市指定の申出済）、平成29年1月が1市、平成30年4月が最も多い7市、平成31年4月が3市、移行時期未定が1市となっています。

移行（目標）年月	都道府県	市 名	人口（人）	備 考
平成27年 4月	埼玉県	越谷市	326,313	※移行済み
平成28年 4月	広島県	呉市	239,973	※保健所政令市として保健所設置済み
	長崎県	佐世保市	261,101	※中核市指定にかかる政令公布済み
平成29年 1月	青森県	八戸市	237,615	
平成30年 4月	群馬県	太田市	216,465	
	埼玉県	川口市	561,506	
	神奈川県	茅ヶ崎市	235,081	※H29. 4に保健所政令市へ移行予定
	大阪府	岸和田市	199,234	
平成31年 4月	大阪府	八尾市	271,460	
	鳥取県	鳥取市	197,449	
	島根県	松江市	208,613	
	山形県	山形市	254,244	
移行時期未定	山梨県	甲府市	198,992	
	大阪府	吹田市	355,798	
移行時期未定	茨城県	水戸市	268,750	

※人口は平成22年国勢調査（平成22年10月1日現在）